

平成 19 年 2 月 22 日

イスラエル首相
エフード・オルメルト閣下

広島市長
平和市長会議会長
秋葉 忠利

広島市は、1945 年 8 月、一発の原子爆弾の投下により、全市街地が焦土と化し、その年の末までに約 14 万人におよぶ尊い命が失われました。その後放射線の影響は長く続き、被爆者の苦しみは 60 年以上が経過した今日もなお続いています。原爆の恐ろしさを体験した広島市民は、その苦しみや悲しみを乗り越え、復讐や敵対という人類滅亡につながる道ではなく、「他の誰にもこんな思いをさせてはならない」という和解の道を選択し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてまいりました。

しかしながら、核保有国は核不拡散条約（NPT）第 6 条で定めている核軍縮義務を果たさないばかりか、核兵器の開発や核戦力の強化を進めようとするなど、条約に反した政策をとり続けています。さらに、核の拡散が現実のものとなるなど、核兵器廃絶のための唯一の国際合意である NPT 体制はまさに崩壊の危機に瀕しています。核兵器は、イラク戦争の表面上の理由となり、また今後イランへの攻撃が開始されればその口実となる可能性があります。冷戦終了後、十年以上が経過した現在、人類は、「テロとの闘い」と呼ばれる戦争が核戦争へと変わる差し迫った危機に直面しています。

こうした中、広島市は 120 か国・地域の 1,578 都市が加盟する平和市長会議とともに、2020 年までの核兵器廃絶を目指す「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を世界的に展開しています。この「2020 ビジョン」には、これまで全米市長会議、全米黒人市長会議、欧州議会、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）等が支持決議を行うなど、世界的に賛同の輪が広がっています。核兵器の廃絶は、貴国の国民をはじめ、世界中の圧倒的多数の市民の願いなのです。

1996 年に国際司法裁判所が「核兵器の威嚇・使用は一般的に国際法に違反する」という勧告的意見を示してから昨年で 10 周年を迎えました。平和市長会議では、「2020 ビジョン」の新たな活動として、この勧告的意見で述べられた「核軍縮交渉を誠実に履行し完結させる義務」の遂行を各国政府に求める「Good Faith Challenge（誠実な交渉義務推進キャンペーン）」に取り組んでいます。この勧告的意見は、NPT の締結国、非締結国のどの国にも平等に適用されるという点で極めて重要です。

さらに、都市レベルでのその具体的活動として、都市を核攻撃の目標にしないよう求める「Cities Are Not Targets（CANT）プロジェクト」を立ち上げ、核兵器廃絶に向け、核保有国および自国政府への働きかけを展開しています。ひとたび核兵器が使用されれば、

その被害を受けるのはそこに住む多くの一般市民であり、「核兵器と人類は共存できない」という被爆者が訴え続けてきた真実を広島・長崎の惨禍は明確に示しています。

多くの信頼性のある報告書が示しているように、貴国が核兵器または兵器級核分裂性物質を保有しているのであれば、広島市は、貴国に対し、ここに強く以下のことを要請いたします。

- 1 「核兵器の使用・威嚇は、一般的に国際法に違反する」とした 1996 年の国際司法裁判所による勧告的意見を踏まえ、核軍縮に向けた誠実な交渉を速やかに開始すること
- 2 子どもたちが暮らす世界中の都市を核兵器の攻撃目標から外し、将来にわたって攻撃目標としないこと、また、都市が放射能にさらされることのないようにすること
- 3 核兵器の廃絶を望む世界の圧倒的多数の市民の声を誠実に受け止め、全ての核兵器廃絶に向け、率先して明確な行動を取ること